

令和 4 年 第 1 2 回  
足 立 区 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和 4 年 1 2 月 1 5 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議  
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程		頁
日程第 1	第 6 9 号議案 損害賠償請求に関する和解の送付について……………	2
日程第 2	第 7 0 号議案 「足立区職員定数条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について……………	4
日程第 3	第 7 1 号議案 「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の意見について……………	1 9
日程第 4	第 7 2 号議案 【追加】「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について……………	2 4
日程第 5	教育長報告	
2 報 告 事 項		
(1) 【追加】「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の『新しい日常』の定着に向けて～」の改訂（令和 4 年 1 2 月 6 日）に伴う区の今後の方針について	《飯塚 学務課長》	2 8
(2) 令和 4 年 1 0 月 1 日の保育所等利用待機児童の状況について	《蜂谷 私立保育園課長》	2 9
(3) 社会福祉法人朝陽会（旧南流山福社会）の状況について	《蜂谷 私立保育園課長》	3 4
(4) いづみ保育園への対応状況について	《蜂谷 私立保育園課長》	3 7
(5) 私立不登校特例校等との連携及び支援の方向性について	《森田 教育相談課長》	4 1
3 情 報 連 絡 事 項		
(1) 令和 5 年度学力調査の実施予定について	[学力定着推進課]	4 3
(2) 事業実施報告・実施予定	[青少年課]	4 4
(3) 児童虐待防止推進月間の事業実施結果について	[こども家庭支援課]	4 5
(4) 行事实施結果・実施予定	[生涯学習振興公社]	4 6

## 第 6 9 号議案

損害賠償請求に関する和解の送付について  
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

損害賠償請求に関する和解について  
区立中学校の部活動に起因する後遺障害に係る損害賠償について、下記により和解する。

### 記

#### 1 相手方

足立区内在住者

#### 2 損害賠償額

10,000,000円

#### 3 事故の概要

平成 23 年度、区立中学校部活動において、部の顧問教諭が過度な練習を実施したことを契機として、原告が、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令別表第 12 級の 13 に相当する腰椎椎間板ヘルニア等の後遺障害を負ったもの。

(提案理由)

学校管理下の事故に係る損害賠償に関する和解について、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、この案を提出いたします。

## 第 6 9 号 議 案 説 明 資 料

令和4年12月15日

件 名	<b>損害賠償請求に関する和解の送付について</b>
所 管 部 課 名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>平成23年度の区立中学校部活動に起因する後遺障害に係る損害賠償請求について、相手方との合意に基づき和解するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議案を提出する。</p> <p><b>1 相手方</b> 足立区内在住者</p> <p><b>2 和解の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区は、本件事故に係る和解金 10,000,000円を支払う。</li> <li>・ 区は原告が、部活動に起因する後遺障害を負った事実を認め、遺憾の意を表す。</li> <li>・ 区は、「足立区立中学校に係る部活動の方針」の要旨を部活動指導者に遵守させ、保護者・生徒にも周知する等、再発防止に努める。</li> </ul> <p><b>3 経過概要</b></p> <p>(1) 平成24年2月5日 当時区立中学校2年生であった相手方が、部活動の練習試合に参加し、その翌日に腰痛を発症</p> <p>(2) 平成25年4月 相手方の保護者から、在籍時の部活動の状況等について区教委に照会が入り、平成27年11月まで断続的に照会継続</p> <p>(3) 平成30年12月7日 原告が区と財団法人日本スポーツ振興センターを提訴</p> <p>(4) 令和4年11月28日 裁判所が提示した和解案について、原告・被告双方が受諾を表明</p> <p><b>4 保険適用</b> 特別区自治体賠償責任保険により、和解金は全額補填される。</p>
今後の方針	本件議決後、令和5年第1回区議会定例会に関連議案を提出し、議決が得られた場合は令和4年度末に和解金を支払う。

第 7 0 号議案

「足立区職員定数条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「足立区職員定数条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

「足立区職員定数条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

# 第 7 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

件 名	「足立区職員定数条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について																																																								
所管部課名	教育指導部教育政策課																																																								
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、条例の一部改正にあたり足立区長より意見を求められた。改正理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p><b>1 条例名</b> 足立区職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p><b>2 改正理由</b> 令和 5 年度組織・定数需要を査定した結果、職員定数を変更する必要性が生じたため。</p> <p><b>3 条例の主な内容</b>（※ 詳細は P 7 を参照） 第 2 条（職員の定数）を次のとおり改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 15%;">旧</th> <th style="width: 15%;">新</th> <th style="width: 10%;">増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 区長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">2, 4 9 0 人</td> <td style="text-align: center;">2, 5 1 4 人</td> <td style="text-align: center;">2 4</td> </tr> <tr> <td>(2) 議会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">1 6 人</td> <td style="text-align: center;">1 6 人</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td><b>(3) 教育委員会の事務部局の職員</b></td> <td style="text-align: center;"><b>7 8 0 人</b></td> <td style="text-align: center;"><b>8 0 5 人</b></td> <td style="text-align: center;"><b>2 5</b></td> </tr> <tr> <td>(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">1 1 人</td> <td style="text-align: center;">1 2 人</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>(5) 監査委員の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">8 人</td> <td style="text-align: center;">8 人</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 農業委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">2 人</td> <td style="text-align: center;">2 人</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">3, 3 0 7 人</td> <td style="text-align: center;">3, 3 5 7 人</td> <td style="text-align: center;">5 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>教育委員会の事務局の職員の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 15%;">旧</th> <th style="width: 15%;">新</th> <th style="width: 10%;">増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育指導部</td> <td style="text-align: center;">5 3 人</td> <td style="text-align: center;">5 4 人</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>学校運営部</td> <td style="text-align: center;">6 3 人</td> <td style="text-align: center;">7 3 人</td> <td style="text-align: center;">1 0</td> </tr> <tr> <td>小中学校</td> <td style="text-align: center;">0 人</td> <td style="text-align: center;">0 人</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭部</td> <td style="text-align: center;">6 1 4 人</td> <td style="text-align: center;">6 2 8 人</td> <td style="text-align: center;">1 4</td> </tr> <tr> <td>保留定数</td> <td style="text-align: center;">5 0 人</td> <td style="text-align: center;">5 0 人</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>		旧	新	増減	(1) 区長の事務部局の職員	2, 4 9 0 人	2, 5 1 4 人	2 4	(2) 議会の事務部局の職員	1 6 人	1 6 人	-	<b>(3) 教育委員会の事務部局の職員</b>	<b>7 8 0 人</b>	<b>8 0 5 人</b>	<b>2 5</b>	(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	1 1 人	1 2 人	1	(5) 監査委員の事務部局の職員	8 人	8 人	-	(6) 農業委員会の事務部局の職員	2 人	2 人	-	合 計	3, 3 0 7 人	3, 3 5 7 人	5 0		旧	新	増減	教育指導部	5 3 人	5 4 人	1	学校運営部	6 3 人	7 3 人	1 0	小中学校	0 人	0 人	-	子ども家庭部	6 1 4 人	6 2 8 人	1 4	保留定数	5 0 人	5 0 人	-
	旧	新	増減																																																						
(1) 区長の事務部局の職員	2, 4 9 0 人	2, 5 1 4 人	2 4																																																						
(2) 議会の事務部局の職員	1 6 人	1 6 人	-																																																						
<b>(3) 教育委員会の事務部局の職員</b>	<b>7 8 0 人</b>	<b>8 0 5 人</b>	<b>2 5</b>																																																						
(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	1 1 人	1 2 人	1																																																						
(5) 監査委員の事務部局の職員	8 人	8 人	-																																																						
(6) 農業委員会の事務部局の職員	2 人	2 人	-																																																						
合 計	3, 3 0 7 人	3, 3 5 7 人	5 0																																																						
	旧	新	増減																																																						
教育指導部	5 3 人	5 4 人	1																																																						
学校運営部	6 3 人	7 3 人	1 0																																																						
小中学校	0 人	0 人	-																																																						
子ども家庭部	6 1 4 人	6 2 8 人	1 4																																																						
保留定数	5 0 人	5 0 人	-																																																						

《参考》

	旧	新	増減
公社等派遣定数	33人	33人	-
足立区総定数	3,340人	3,390人	50

**4 施行年月日**

令和5年4月1日

**5 新旧対照表**

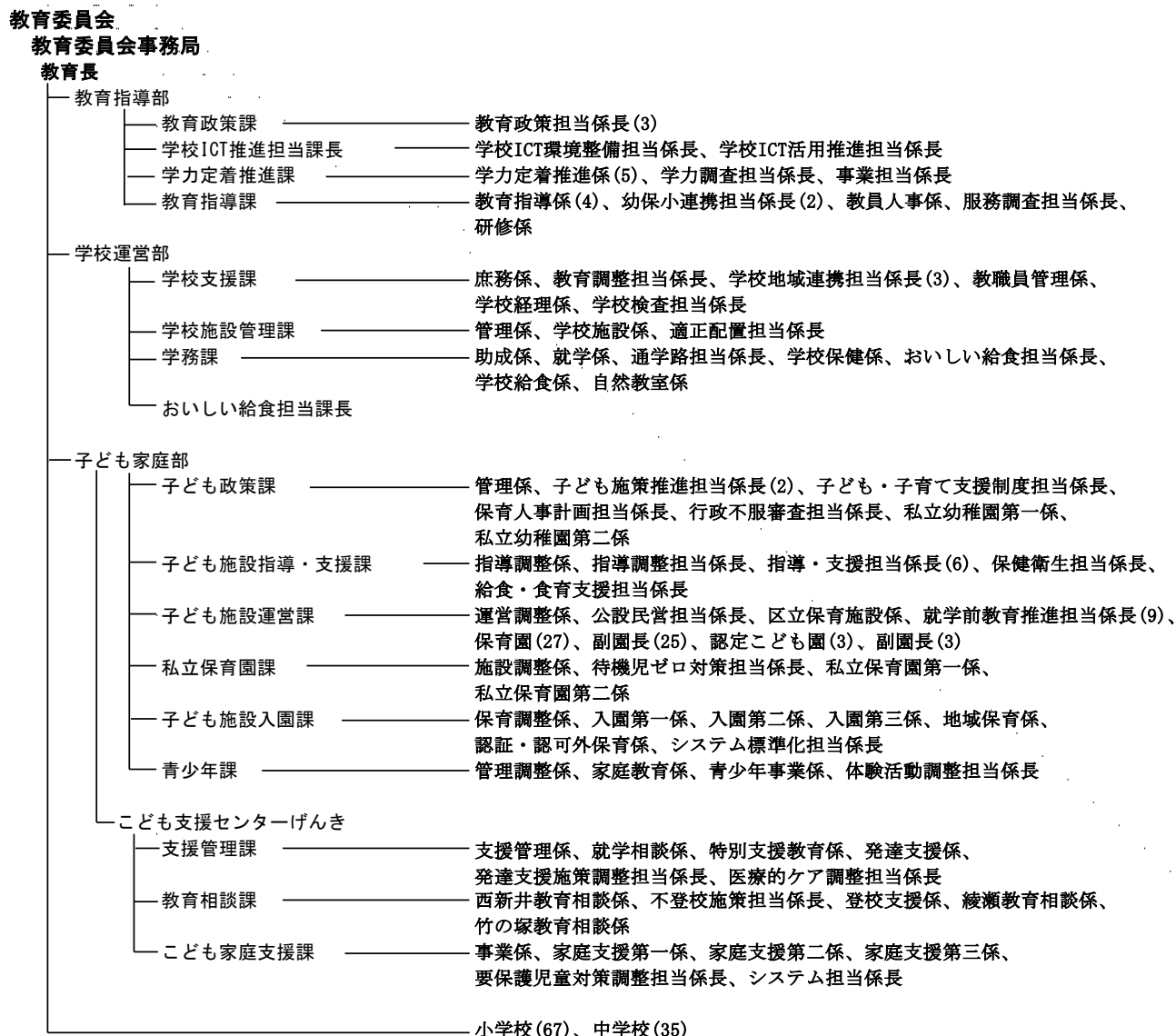
P7を参照

今後の方針

足立区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

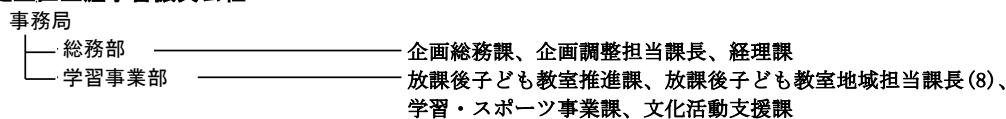
改正前	改正後
<p>○足立区職員定数条例 昭和50年3月31日条例第12号</p>	<p>○足立区職員定数条例 昭和50年3月31日条例第12号</p>
<p>第1条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員（副区長及び教育長を除く。）をいう。 （職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 区長の事務部局の職員 <u>2,490人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 16人</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>780人</u></p> <p>(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>11人</u></p> <p>(5) 監査委員の事務部局の職員 8人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 2人</p> <p><u>合計 3,307人</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第3条 (省略)</p>	<p>第1条 (改正なし)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 区長の事務部局の職員 <u>2,514人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 16人</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>805人</u></p> <p>(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>12人</u></p> <p>(5) 監査委員の事務部局の職員 8人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 2人</p> <p><u>合計 3,357人</u></p> <p>2 (改正なし)</p> <p>3 (改正なし)</p> <p>第3条 (改正なし)</p> <p><u>付 則 (令和5年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

令和5年度 足立区組織機構図(令和4年11月30日現在)



[ 参 考 ]

(公財)足立区生涯学習振興公社





## 令和5年度 組織・定数査定概要

4年度組織	常勤職員	
	4年度定数	
	職種	人数
教育指導部		
├ 教育政策課 └ 教育政策担当係長(3)	事務	9
├ 副参事(学校ICT推進担当) └ 学校ICT環境整備担当係長 └ 学校ICT活用推進担当係長	事務	7
├ 学力定着推進課 └ 学力定着推進係(5) └ 学力調査担当係長 └ 事業担当係長	事務 指導主事	9 4
├ 教育指導課 └ 教育指導係(4) └ 幼保小連携担当係長(2) ※兼務ポスト └ 教員人事係 └ 服務調査担当係長 └ 研修係	事務 指導主事	19 5
部長級 1 課長級 4 係長級 21	事務 指導主事	44 9
	合計	53

5年度組織	常勤職員	
	5年度定数	
	職種	人数
教育指導部		
├ 教育政策課 └ 教育政策担当係長(3)	事務	9
├ 副参事(学校ICT推進担当) └ 学校ICT環境整備担当係長 └ 学校ICT活用推進担当係長	事務	7
├ 学力定着推進課 └ 学力定着推進係(5) └ 学力調査担当係長 └ 事業担当係長	事務 指導主事	9 4
├ 教育指導課 └ 教育指導係(4) └ 幼保小連携担当係長(2) ※兼務ポスト └ 教員人事係 └ 服務調査担当係長 └ 研修係	事務 指導主事	20 5
部長級 1 課長級 4 係長級 21	事務 指導主事	45 9
	合計	54

## 令和5年度 組織・定数査定概要

4年度組織	常勤職員	
	4年度定数	
	職種	人数
学校運営部		
学校支援課	事務	25
庶務係	社会教育	1
教育調整担当係長	保健師	1
学校地域連携担当係長(3)		
教職員管理係		
学校経理係		
学校検査担当係長		
学校施設管理課	事務	7
施設管理係		
適正配置担当係長(2)		
学務課	事務	26
助成係	栄養士	2
就学係	保健師	1
学校保健係		
おいしい給食担当係長		
学校給食係		
自然教室係		
副参事(おいしい給食担当)      ※兼務ポスト		
部長級 1	事務	58
課長級 4	社会教育	1
係長級 17	栄養士	2
	保健師	2
	合計	63

5年度組織	常勤職員	
	5年度定数	
	職種	人数
学校運営部		
学校支援課	事務	25
庶務係	社会教育	1
教育調整担当係長	保健師	1
学校地域連携担当係長(3)		
教職員管理係		
学校経理係		
学校検査担当係長		
学校施設管理課	事務	15
<del>廃止</del>		
<del>管理係(新設)</del>		
<del>学校施設係(新設)</del>		
<del>適正配置担当係長(1)</del>		
学務課	事務	27
助成係	栄養士	2
就学係	保健師	2
<del>通学路担当係長(新設)</del>		
学校保健係		
おいしい給食担当係長		
学校給食係		
自然教室係		
副参事(おいしい給食担当)      ※兼務ポスト		
部長級 1	事務	67
課長級 4	社会教育	1
係長級 18	栄養士	2
	保健師	3
	合計	73

### 令和5年度 組織・定数査定概要

4年度組織	常勤職員	
	4年度定数	
	職種	人数
小学校(68) 中学校(35)		
部長級 0 課長級 0 係長級 0		
	合計	0

5年度組織	常勤職員	
	5年度定数	
	職種	人数
小学校(67) 中学校(35)		
部長級 0 課長級 0 係長級 0		
	合計	0

# 令和5年度 組織・定数査定概要

4年度組織	常勤職員		5年度組織	常勤職員									
	4年度定数			5年度定数									
	職種	人数		職種	人数								
子ども家庭部			子ども家庭部										
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども政策課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>管理係</li> <li>子ども施策推進担当係長(2)</li> <li>子ども・子育て支援制度担当係長</li> <li>保育人事計画担当係長</li> <li>行政不服審査担当係長</li> <li>※兼務ポスト</li> <li>私立幼稚園第一係</li> <li>私立幼稚園第二係</li> </ul> </li> <li>子ども施設指導・支援課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>指導調整係</li> <li>指導調整担当係長</li> <li>指導・支援担当係長(6)</li> <li>保健衛生担当係長</li> <li>給食・食育支援担当係長</li> </ul> </li> <li>子ども施設運営課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>運営調整係</li> <li>公設民営担当係長</li> <li>区立保育施設係</li> <li>就学前教育推進担当係長(9)</li> <li>保育園(27)</li> <li>副園長(25)</li> <li>認定こども園(3)</li> <li>副園長(3)</li> </ul> </li> <li>副参事(就学前教育推進担当)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※兼務ポスト</li> </ul> </li> <li>私立保育園課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>施設調整係</li> <li>待機児ゼロ対策担当係長</li> <li>私立保育園第一係</li> <li>私立保育園第二係</li> </ul> </li> </ul>	事務 19 福祉 1 歯科衛生士 1	事務 7 福祉 6 看護師 2 栄養士 3	事務 13 福祉 8 保育士 423 看護師 15	事務 15	子ども政策課 <ul style="list-style-type: none"> <li>管理係</li> <li>子ども施策推進担当係長(2)</li> <li>子ども・子育て支援制度担当係長</li> <li>保育人事計画担当係長</li> <li>行政不服審査担当係長</li> <li>※兼務ポスト</li> <li>私立幼稚園第一係</li> <li>私立幼稚園第二係</li> </ul>	事務 20 福祉 1 歯科衛生士 1	子ども施設指導・支援課 <ul style="list-style-type: none"> <li>指導調整係</li> <li>指導調整担当係長</li> <li>指導・支援担当係長(6)</li> <li>保健衛生担当係長</li> <li>給食・食育支援担当係長</li> </ul>	事務 7 福祉 6 看護師 2 栄養士 3	子ども施設運営課 <ul style="list-style-type: none"> <li>運営調整係</li> <li>公設民営担当係長</li> <li>区立保育施設係</li> <li>就学前教育推進担当係長(9)</li> <li>保育園(27)</li> <li>副園長(25)</li> <li>認定こども園(3)</li> <li>副園長(3)</li> </ul>	事務 13 福祉 8 保育士 423 看護師 17	廃止	私立保育園課 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設調整係</li> <li>待機児ゼロ対策担当係長</li> <li>私立保育園第一係</li> <li>私立保育園第二係</li> </ul>	事務 15

## 令和5年度 組織・定数査定概要

4年度組織	常勤職員		5年度組織	常勤職員	
	4年度定数			5年度定数	
	職種	人数		職種	人数
<ul style="list-style-type: none"> <li>副参事（待機児ゼロ対策担当） ※兼務ポスト</li> <li>子ども施設入園課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>保育調整係</li> <li>入園第一係</li> <li>入園第二係</li> <li>入園第三係</li> <li>地域保育係</li> <li>認証・認可外保育係</li> </ul> </li> <li>青少年課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>管理調整係</li> <li>家庭教育係</li> <li>青少年事業係</li> <li>体験活動調整担当係長</li> </ul> </li> <li>こども支援センターげんき                             <ul style="list-style-type: none"> <li>支援管理課                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※兼務ポスト</li> <li>支援管理係</li> <li>特別支援係</li> </ul> </li> <li>特別支援教室担当係長</li> <li>発達支援係</li> <li>発達支援施策調整担当係長</li> <li>医療的ケア調整担当係長</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務</li> <li>事務</li> <li>社会教育</li> <li>事務</li> <li>福祉</li> <li>心理</li> <li>看護師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>35</li> <li>10</li> <li>4</li> <li>10</li> <li>5</li> <li>3</li> <li>1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>廃止</b></li> <li>子ども施設入園課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>保育調整係</li> <li>入園第一係</li> <li>入園第二係</li> <li>入園第三係</li> <li>地域保育係</li> <li>認証・認可外保育係</li> <li><b>システム標準化担当係長（新設）</b></li> </ul> </li> <li>青少年課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>管理調整係</li> <li>家庭教育係</li> <li>青少年事業係</li> <li>体験活動調整担当係長</li> </ul> </li> <li>こども支援センターげんき                             <ul style="list-style-type: none"> <li>支援管理課                                     <ul style="list-style-type: none"> <li><b>定数化</b></li> <li>支援管理係</li> <li><b>廃止</b></li> <li><b>就学相談係（新設）</b></li> <li><b>廃止</b></li> <li><b>特別支援教育係（新設）</b></li> <li>発達支援係</li> <li>発達支援施策調整担当係長</li> <li>医療的ケア調整担当係長</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務</li> <li>事務</li> <li>社会教育</li> <li>事務</li> <li>福祉</li> <li>心理</li> <li>看護師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>37</li> <li>10</li> <li>4</li> <li>11</li> <li>5</li> <li>4</li> <li>1</li> </ul>

### 令和5年度 組織・定数査定概要

4年度組織	常勤職員		5年度組織	常勤職員	
	4年度定数			5年度定数	
	職種	人数		職種	人数
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 教育相談課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 西新井教育相談係</li> <li>- 不登校施策担当係長</li> <li>- 登校支援係</li> <li>- 綾瀬教育相談係</li> <li>- 竹の塚教育相談係</li> </ul> </li>   <li>- こども家庭支援課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業係</li> <li>- 家庭支援第一係</li> <li>- 家庭支援第二係</li> <li>- 家庭支援第三係</li> <li>- 要保護児童対策調整担当係長</li> </ul> </li> </ul>	事務	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 教育相談課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 西新井教育相談係</li> <li>- 不登校施策担当係長</li> <li>- 登校支援係</li> <li>- 綾瀬教育相談係</li> <li>- 竹の塚教育相談係</li> </ul> </li>   <li>- こども家庭支援課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業係</li> <li>- 家庭支援第一係</li> <li>- 家庭支援第二係</li> <li>- 家庭支援第三係</li> <li>- 要保護児童対策調整担当係長</li> <li>- システム担当係長（新設）</li> </ul> </li> </ul>	事務	7
	福祉	1		福祉	1
	心理	5		心理	5
	事務	10		事務	11
	福祉	6		福祉	10
	心理	3		心理	4
	保健師	1		保健師	2

令和5年度 組織・定数査定概要

4年度組織	常勤職員	
	4年度定数	
	職種	人数
部長級 2	事務	126
課長級 11	社会教育	4
係長級 118	福祉	27
	保育士	423
	心理	11
	歯科衛生士	1
	栄養士	3
	保健師	1
	看護師	18
	合計	614

5年度組織	常勤職員	
	5年度定数	
	職種	人数
部長級 2	事務	131
課長級 9	社会教育	4
係長級 120	福祉	31
	保育士	423
	心理	13
	歯科衛生士	1
	栄養士	3
	保健師	2
	看護師	20
	合計	628

# 令和5年度 組織・定数査定概要

【参考】生涯学習振興公社

4年度組織	常勤職員	
	4年度定数	
	職種	人数
(公財)生涯学習振興公社 ↳ 事務局 ↳ 総務部 ↳ 企画総務課 ↳ 企画調整担当課長 ↳ 経理課 ↳ 学習事業部 ↳ 放課後子ども教室推進課 ↳ 放課後子ども教室地域担当課長(8) ↳ 学習・スポーツ事業課 ↳ 文化活動支援課	事務	4
	事務	3
部長級 1 課長級 2 係長級 0	事務	7
	合計	7

5年度組織	常勤職員	
	5年度定数	
	職種	人数
(公財)生涯学習振興公社 ↳ 事務局 ↳ 総務部 ↳ 企画総務課 ↳ 企画調整担当課長 ↳ 経理課 ↳ 学習事業部 ↳ 放課後子ども教室推進課 ↳ 放課後子ども教室地域担当課長(8) ↳ 学習・スポーツ事業課 ↳ 文化活動支援課	事務	4
	事務	3
部長級 1 課長級 2 係長級 0	事務	7
	合計	7



第●号議案

足立区職員定数条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年2月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区職員定数条例の一部を改正する条例

足立区職員定数条例（昭和50年足立区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,490人」を「2,514人」に改め、同項第3号中「780人」を「805人」に改め、同項第4号中「11人」を「12人」に改め、同項中「合計 3,307人」を「合計 3,357人」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要があるため、この条例案を提出いたします。

4 足政政発第 1 0 2 8 号  
令和 4 年 1 2 月 1 日

足立区教育委員会  
教育長 大 山 日出夫 様

足 立 区 長  
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 5 年第 1 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員  
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区職員定数条例の一部を改正する条例

## 第 7 1 号議案

「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の  
意見について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の  
意見について

足立区長等の給料の特例に関する条例の制定にあたり、足立区長より  
教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足  
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

# 第 7 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

件 名	「足立区長等の給料の特例に関する条例」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、以下条例の制定にあたり足立区長から意見を求められた。制定理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p><b>1 条例名</b> 足立区長等の給料の特例に関する条例</p> <p><b>2 制定理由</b> 「花畑川環境整備その 1 工事」及び「北綾瀬駅前交通広場整備事業」について、区は経費を当初の予定よりも大幅に増額させ、行政に対する区民の信頼を大きく失墜させた。このことを深く反省し、区長、副区長、教育長がその責任と区民への陳謝の意を表するとともに、自ら厳しい姿勢を示すため、特別職の給与を減額する。</p> <p>(1) 花畑川環境整備その 1 工事について 令和 3 年 3 月に契約した本工事において、区は、河川の整備、工事等に関する専門性の欠如から、既存のボーリング調査の結果を適切に認識できず、河床の泥土堆積に関する調査を行っていなかった。実際に工事を進めたところ、泥土の処理や仮締切に関する工法変更が必要となり、その結果、工事費を約 6 億円増額させることとなった。</p> <p>(2) 北綾瀬駅前交通広場整備事業について 本事業におけるペDESTリアンデッキ整備費単価の精度が甘かったことから、令和 4 年度当初予算に過少計上し、結果として予算額を約 3 億円増額させることとなった。</p> <p><b>3 条例の主な内容</b>（※ 条例全文は P 2 2 を参照） 区長、第一・第二副区長、教育長の給料月額を次のとおり減額する。</p> <p style="margin-left: 40px;">区長・・・・・・・・・・令和 5 年 1 月分、2 月分 2 0 %</p> <p style="margin-left: 40px;">第一・第二副区長・・・令和 5 年 1 月分、2 月分 1 0 %</p> <p style="margin-left: 40px;">教育長・・・・・・・・・・令和 5 年 1 月分 1 0 %</p> <p>※ 教育長は、花畑川環境整備その 1 工事の当時の担当部長だったことから減額を行う。</p>

	<p><b>4 施行年月日</b></p> <p>この条例は、令和5年1月1日から施行し、令和5年2月28日限り、その効力を失う。ただし、第1条第3号の規定は、令和5年1月31日限り、その効力を失う。</p> <p><b>5 参考</b></p> <p>足立区長等の給料等に関する条例別表第1に掲げる区長、副区長及び教育委員会教育長の給料月額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区 長 107万8800円</li> <li>・ 副区長 86万4900円</li> <li>・ 教育長 74万5800円</li> </ul>
<p>今後の方針</p>	

足立区長等の給料の特例に関する条例（案）

（区長等の給料月額）

第1条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和31年足立区条例第13号）第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の給料の月額は、同条例別表第1に掲げるこれらの者の給料月額から当該各号に定める割合に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条例第4条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和34年足立区条例第4号）第3条の規定の適用については、この限りでない。

（1） 区長 100分の20

（2） 副区長 100分の10

（3） 教育委員会教育長 100分の10

（端数計算）

第2条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（失効）

2 この条例は、令和5年2月28日限り、その効力を失う。ただし、第1条第3号の規定は、令和5年1月31日限り、その効力を失う。

（足立区長等の給料及び退職手当の特例に関する条例の廃止）

3 足立区長等の給料及び退職手当の特例に関する条例（令和3年足立区条例第21号）は、廃止する。

（提案理由）

区長、副区長及び教育長の給料月額を減額する必要があるので、この条例案を提出いたします。



4 足総総発第 3 8 9 0 号  
令和 4 年 1 1 月 3 0 日

足立区教育委員会  
教育長 大山 日出夫 様

足立区長  
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 4 年第 4 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員  
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区長等の給料の特例に関する条例

## 第 7 2 号議案

「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

「足立区長等の給料等に関する条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。



## 第 7 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

件 名	「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、以下条例の一部改正にあたり足立区長から意見を求められた。改正理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p><b>1 条例名</b> 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p><b>2 改正理由</b> 足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区長等の期末手当の支給月を改定する。</p> <p><b>3 条例の主な内容</b>（P 2 6 ・新旧対照表のとおり） 令和 5 年度より 3 月期末手当を廃止し、6 月・1 2 月期に均等になるよう配分する。</p> <p><b>4 施行年月日</b> 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区長等の給料等に関する条例 昭和31年10月12日条例第13号 足立区長、助役及び収入役の給料等に関する条例を公布する。 足立区長等の給料等に関する条例</p> <p>第1条～第3条【略】 (その他の給与)</p> <p>第4条 区長等に給料及び旅費のほか地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。</p> <p>2 前項の地域手当及び通勤手当の額は、足立区職員の給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、<u>3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の137</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>附 則 【略】</p> <p>(別表) 【略】</p>	<p>○足立区長等の給料等に関する条例 昭和31年10月12日条例第13号 足立区長、助役及び収入役の給料等に関する条例を公布する。 足立区長等の給料等に関する条例</p> <p>第1条～第3条【略】 (その他の給与)</p> <p>第4条 区長等に給料及び旅費のほか地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。</p> <p>2 前項の地域手当及び通勤手当の額は、足立区職員の給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、<u>100分の149.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>附 則 【略】 <u>付 則 (令和4年12月●日条例第●号)</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>(別表) 【略】</p>

4 足総総発第 4 1 1 0 号  
令和 4 年 1 2 月 1 4 日

足立区教育委員会  
教育長 大 山 日出夫 様

足 立 区 長  
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 4 年第 4 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員  
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

# 教 育 委 員 会 報 告

令和4年12月15日

件 名	<p><b>【追加】「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の『新しい日常』の定着に向けて～」の改訂（令和4年12月6日）に伴う区の今後の方針について</b></p>
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p><b>1 都立学校ガイドラインの主な改訂内容（令和4年12月6日付）</b></p> <p><b>（1）改訂前</b>          喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、<u>黙食を徹底するよう指導する。</u></p> <p><b>（2）改訂後</b>          座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事の時間において、<u>児童・生徒等の間で会話を行うことも可能である。</u></p> <p><b>2 区の今後の方針</b>          「足立区立小中学校版 感染症予防ガイドライン」について、以下のとおり見直しを行い、原則、都ガイドラインと同様の取り扱いとする（12月9日、第115回新型コロナ対策本部会議決定）。</p> <p><b>（1）変更点</b></p> <p>① 座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事の時間において、<u>児童・生徒等の間で会話を行うことも可能とする</u></p> <p>② 喫食時は飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにしない</p> <p>③ 大声での会話を控える</p> <p>④ 喫食後、会話を行う場合には必ずマスクを着用する</p> <p>※ <u>ただし、学校の感染状況に応じて、以下の区基準に基づき黙食を一定期間実施することとする。</u></p> <p><b>（2）黙食の判断基準（区基準）</b>          以下に当てはまる場合、原則5日間は前向き・黙食を徹底する。</p> <p>① 学級内で1人以上感染者がいる</p> <p>② 学級内で1日あたり2人以上の発熱者が発生している</p> <p>③ 学校内で5人以上の集団感染（クラスター）が発生している</p> <p>※ <u>新型コロナウイルス感染症に限らずインフルエンザ等の感染が拡大している場合も、学校長判断で黙食を実施すること。</u></p> <p><b>（3）対応変更日</b>          令和4年12月12日（月）</p>
今後の方針	学校での運用に際し、FAQを作成し提示していく。

# 教 育 委 員 会 報 告

令和4年12月15日

件 名	<b>令和4年10月1日の保育所等利用待機児童の状況について</b>																																																																																																																																																							
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課																																																																																																																																																							
内 容	<p><b>1 令和4年10月1日現在待機児童数 41人</b> (うち、フルタイム就労世帯 22人) (単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4・5歳児</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>申込者数 [A]</b> (継続利用児含む)</td> <td style="text-align: center;">1,771</td> <td style="text-align: center;">2,409</td> <td style="text-align: center;">2,585</td> <td style="text-align: center;">2,603</td> <td style="text-align: center;">4,997</td> <td style="text-align: center;">14,365</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保育施設在園児数</td> <td style="text-align: center;">認可保育所</td> <td style="text-align: center;">1,027</td> <td style="text-align: center;">1,953</td> <td style="text-align: center;">2,247</td> <td style="text-align: center;">2,500</td> <td style="text-align: center;">4,745</td> <td style="text-align: center;">12,472</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認定こども園</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">229</td> <td style="text-align: center;">416</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小規模保育</td> <td style="text-align: center;">117</td> <td style="text-align: center;">145</td> <td style="text-align: center;">133</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">395</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">家庭的保育</td> <td style="text-align: center;">86</td> <td style="text-align: center;">131</td> <td style="text-align: center;">115</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">332</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公設民営認可外</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">74</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>保育施設在園児数合計 [B]</b></td> <td style="text-align: center;">1,240</td> <td style="text-align: center;">2,288</td> <td style="text-align: center;">2,565</td> <td style="text-align: center;">2,601</td> <td style="text-align: center;">4,995</td> <td style="text-align: center;">13,689</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">から除外した児童数</td> <td style="text-align: center;">認証保育所利用</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">52</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼稚園利用</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企業主導型保育利用</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">育児休業※1</td> <td style="text-align: center;">347</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">394</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私的理由※2</td> <td style="text-align: center;">111</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">160</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">求職活動休止</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>除外した児童数合計 [C]</b></td> <td style="text-align: center;">496</td> <td style="text-align: center;">116</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">635</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>待機児童数 [A] - [B] - [C]</b></td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合          ※2 近隣に利用可能で空きがある保育所等があるにも関わらず、希望していない場合</p> <p><b>2 年齢別待機児童数</b> (単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">R4.4</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R4.10</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4月との差</td> <td style="text-align: center;">35増</td> <td style="text-align: center;">5増</td> <td style="text-align: center;">1増</td> <td style="text-align: center;">1減</td> <td style="text-align: center;">増減なし</td> <td style="text-align: center;">増減なし</td> <td style="text-align: center;">40増</td> </tr> </tbody> </table>			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計	<b>申込者数 [A]</b> (継続利用児含む)		1,771	2,409	2,585	2,603	4,997	14,365	保育施設在園児数	認可保育所	1,027	1,953	2,247	2,500	4,745	12,472	認定こども園	6	40	51	90	229	416	小規模保育	117	145	133	-	-	395	家庭的保育	86	131	115	-	-	332	公設民営認可外	4	19	19	11	21	74	<b>保育施設在園児数合計 [B]</b>		1,240	2,288	2,565	2,601	4,995	13,689	から除外した児童数	認証保育所利用	24	24	4	-	-	52	幼稚園利用	-	-	1	1	1	3	企業主導型保育利用	12	4	3	1	-	20	育児休業※1	347	46	1	-	-	394	私的理由※2	111	40	8	0	1	160	求職活動休止	2	2	2	-	-	6	<b>除外した児童数合計 [C]</b>		496	116	19	2	2	635	<b>待機児童数 [A] - [B] - [C]</b>		35	5	1	0	0	41		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	R4.4	0	0	0	1	0	0	1	R4.10	35	5	1	0	0	0	41	4月との差	35増	5増	1増	1減	増減なし	増減なし	40増
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計																																																																																																																																																	
<b>申込者数 [A]</b> (継続利用児含む)		1,771	2,409	2,585	2,603	4,997	14,365																																																																																																																																																	
保育施設在園児数	認可保育所	1,027	1,953	2,247	2,500	4,745	12,472																																																																																																																																																	
	認定こども園	6	40	51	90	229	416																																																																																																																																																	
	小規模保育	117	145	133	-	-	395																																																																																																																																																	
	家庭的保育	86	131	115	-	-	332																																																																																																																																																	
	公設民営認可外	4	19	19	11	21	74																																																																																																																																																	
<b>保育施設在園児数合計 [B]</b>		1,240	2,288	2,565	2,601	4,995	13,689																																																																																																																																																	
から除外した児童数	認証保育所利用	24	24	4	-	-	52																																																																																																																																																	
	幼稚園利用	-	-	1	1	1	3																																																																																																																																																	
	企業主導型保育利用	12	4	3	1	-	20																																																																																																																																																	
	育児休業※1	347	46	1	-	-	394																																																																																																																																																	
	私的理由※2	111	40	8	0	1	160																																																																																																																																																	
	求職活動休止	2	2	2	-	-	6																																																																																																																																																	
<b>除外した児童数合計 [C]</b>		496	116	19	2	2	635																																																																																																																																																	
<b>待機児童数 [A] - [B] - [C]</b>		35	5	1	0	0	41																																																																																																																																																	
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計																																																																																																																																																	
R4.4	0	0	0	1	0	0	1																																																																																																																																																	
R4.10	35	5	1	0	0	0	41																																																																																																																																																	
4月との差	35増	5増	1増	1減	増減なし	増減なし	40増																																																																																																																																																	

### 3 地域別待機児童数及び施設空き状況

(単位：人)

ブロック	0歳児		1歳児		2歳児	
	施設 空き	待機数	施設 空き	待機数	施設 空き	待機数
1 千住地域	15	※ 3	31	0	69	0
2 綾瀬地域	4	0	3	0	15	0
3 中川地域	1	0	1	0	1	0
4 佐野地域	1	※ 4	14	0	4	※ 1
5 中央本町地域	2	0	3	0	7	0
6 梅田地域	6	※ 2	10	0	5	0
7 西新井・島根地域	0	3	3	0	4	0
8 六町地域	0	5	6	0	5	0
9 竹の塚地域	1	※ 6	6	※ 1	27	0
10 宮城・小台地域	0	0	7	0	21	0
11 江北・扇地域	0	7	1	※ 1	13	0
12 鹿浜地域	0	5	4	※ 1	4	0
13 舎人地域	1	0	0	0	0	0
14 新田地域	1	0	2	※ 2	2	0
区全体	32	35	91	5	177	1

※ 地域内に空きがあっても、自宅からの距離が離れている場合や、開所時間と利用時間が一致しない場合は待機児童として集計

### 4 年齢別空き定員数

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計
R4.4	395	225	258	295	917	2,090
R4.10	32	91	177	248	886	1,434
4月との差	363減	134減	81減	47減	31減	656減

### 5 各種状況

令和4年10月1日現在の入所状況、地域別定員受入可能数及び、待機児童数の集計方法等はP31～33のとおり

### 6 年度途中の待機児童対策案

- (1) ベビーシッターの利用支援
- (2) 事業者に入所保留者の発生状況を情報発信
- (3) 入所不承諾となった保護者への情報提供の強化

今後の方針

上記を踏まえて、足立区待機児童解消アクション・プラン（令和4年度版）の改定を行い、1月の各会議体で報告する。

# 1. 令和4年10月1日現在の年齢別入所状況

## ①特定教育・保育施設（2号認定・3号認定）

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						管外委託 （再掲）	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計		
認可保育所	公立※1	27	126	350	423	527	1,142	2,568	125	334	399	468	990	2,316	17
	公設民営	14	81	204	269	295	613	1,462	80	203	262	281	571	1,397	4
	私立※2	112	818	1,434	1,666	1,912	3,852	9,682	822	1,416	1,586	1,751	3,184	8,759	33
	小計	153	1,025	1,988	2,358	2,734	5,607	13,712	1,027	1,953	2,247	2,500	4,745	12,472	54
認定こども園	幼保連携型※1	2	—	22	29	40	86	177	—	13	19	25	67	124	—
	保育所型※1	1	—	13	14	15	32	74	—	13	14	11	36	74	—
	幼稚園型	4	9	18	40	87	169	323	6	14	18	54	126	218	3
	小計	7	9	53	83	142	287	574	6	40	51	90	229	416	3
幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	3	—	
<b>合計</b>	<b>160</b>	<b>1,034</b>	<b>2,041</b>	<b>2,441</b>	<b>2,876</b>	<b>5,894</b>	<b>14,286</b>	<b>1,033</b>	<b>1,993</b>	<b>2,299</b>	<b>2,591</b>	<b>4,975</b>	<b>12,891</b>	<b>57</b>	
他自治体へ委託[再掲]								1	9	7	8	32	57		
他自治体から受託[別掲]								13	35	36	46	80	210		

※1 入所抑制を反映した入所定員

※2 利用定員数（募集停止中の施設の定員を除く）

## ②特定地域型保育事業（3号認定）

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	
小規模保育	27	125	159	169	—	—	453	117	145	133	—	—	395	87.20%
家庭的保育※3	116	85	142	165	—	—	392	86	131	115	—	—	332	84.69%
<b>合計</b>	<b>143</b>	<b>210</b>	<b>301</b>	<b>334</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>845</b>	<b>203</b>	<b>276</b>	<b>248</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>727</b>	<b>86.04%</b>
他自治体へ委託[再掲]								—	—	—	—	—	0	
他自治体から受託[別掲]								6	5	4	—	—	15	

※3 休業中の事業者の定員を除く

## ③認可外保育施設

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	
公設民営認可外	2	6	19	23	13	28	89	4	19	19	11	21	74	83.15%
認証保育所	33	207	329	332	83	50	1,001	201	328	300	61	74	964	96.30%
認証保育所(区外)	—	—	—	—	—	—	—	3	8	9	2	4	26	
企業主導型	—	—	—	—	—	—	—	64	106	81	14	14	279	
企業主導型(区外)	—	—	—	—	—	—	—	1	3	3	2	1	10	
<b>合計</b>	<b>35</b>	<b>213</b>	<b>348</b>	<b>355</b>	<b>96</b>	<b>78</b>	<b>1,090</b>	<b>273</b>	<b>464</b>	<b>412</b>	<b>90</b>	<b>114</b>	<b>1,353</b>	

## 2. ブロック別定員受入可能数

(単位：人)

	保育施設空き状況 (認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、 区立認可外保育所、認証保育所)						受入 可能数
	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
1ブロック (千住地域)	43	15	31	69	61	133	309
2ブロック (綾瀬地域)	25	4	3	15	29	101	152
3ブロック (中川地域)	12	1	1	1	1	33	37
4ブロック (佐野地域)	25	1	14	4	33	102	154
5ブロック (中央本町地域)	28	2	3	7	14	48	74
6ブロック (梅田地域)	37	6	10	5	8	76	105
7ブロック (西新井・島根地域)	12	0	3	4	6	36	49
8ブロック (六町地域)	34	0	6	5	15	78	104
9ブロック (竹の塚地域)	35	1	6	27	1	40	75
10ブロック (宮城・小台地域)	5	0	7	21	35	51	114
11ブロック (江北・扇地域)	25	0	1	13	12	83	109
12ブロック (鹿浜地域)	28	0	4	4	3	51	62
13ブロック (舎人地域)	20	1	0	0	16	28	45
14ブロック (新田地域)	9	1	2	2	14	26	45
合計	338	32	91	177	248	886	1,434

※ 「定員受入可能数」は、各保育施設の「空き定員数」を示す。

※ 認証保育所以外は、令和4年11月入園分の募集人数

### 【参考】施設種別ごと受入可能数

(単位：人)

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
認可保育所	153	12	31	109	205	835	1,192
認定こども園	7	1	9	16	34	43	103
小規模保育	27	3	13	31	0	0	47
家庭的保育	116	12	31	6	0	0	49
公設民営認可外	2	2	0	4	2	7	15
認証保育所	33	2	7	11	7	1	28
合計	338	32	91	177	248	886	1,434



## 【参考】待機児童数の集計方法

(単位：人)

項 目	令和4年 4月1日	令和4年 10月1日
<b>1.不承諾児童数(転園申請・取り下げ等を除いた数) ①</b>	<b>259</b>	<b>676</b>
<b>2.待機児童数に含めない児童 ② ((1)+(2)+(3)+(4))</b>	<b>258</b>	<b>635</b>
(1) 認証保育所・企業主導型保育事業・私立幼稚園を利用している	56	75
(2) 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合または、入所できたら復職することの同意書の提出がない場合	109	394
(3) 特定の保育所等を希望し待機している場合 (ア+イ+ウ)	86	160
ア 保育施設利用申込書に第1希望の施設のみを記入している	41	84
イ 管外の保育施設のみを希望している	0	0
ウ 自宅の近く(概ね半径1km以内)に利用可能で空きがある「認可保育所」、「小規模保育」、「給食を提供する家庭的保育(保育ママ)」又は、「認証保育所」があるが希望していない	45	76
(4) 保護者が求職活動を休止していることを確認した場合	7	6
<b>3.待機児童数 ③ (①-②)</b>	<b>1</b>	<b>41</b>

# 教 育 委 員 会 報 告

令和4年12月15日

件 名	<b>社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について</b>																								
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設指導・支援課																								
内 容	<p>日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会から法人名変更）の現在の状況について報告する。</p> <p><b>1 日ノ出町保育園の状況について</b></p> <p>(1) 副園長職の廃止 法人内異動に伴い、令和4年9月30日付で、副園長職（法人役員が兼職）が廃止となった。</p> <p>(2) 保育の状況について 9月27日、10月31日、11月17日に区職員（園長経験者）が日ノ出町保育園を訪問し、園長・主任保育士ヒアリング及び、保育観察を実施した。この結果、保育現場に混乱はなく、安定した保育が提供されていることを確認した。</p> <p><b>2 特定教育・保育施設指導検査の実施について</b></p> <p>日ノ出町保育園において適正な保育や施設の運営がなされているか確認するため、令和4年11月30日に東京都と合同で、子ども・子育て支援法の規定に基づく指導検査を実施した。 実施結果については、確定次第、別途報告する。</p> <p><b>3 利用定員の変更について</b></p> <p>法人からの要望に基づき、令和5年4月入所より日ノ出町保育園の利用定員を現在の195人から169人に変更する。 なお、利用定員変更は、千住地域における保育需要予測や、在園児の入所状況を踏まえ実施しており、待機児童及び在園児の保育継続に影響はない。</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>クラス</th> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>15</td> <td>20</td> <td><b>24</b></td> <td><b>30</b></td> <td>40</td> <td>40</td> <td><b>169</b></td> </tr> </tbody> </table>	クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	変更前	15	20	40	40	40	40	195	変更後	15	20	<b>24</b>	<b>30</b>	40	40	<b>169</b>
クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計																		
変更前	15	20	40	40	40	40	195																		
変更後	15	20	<b>24</b>	<b>30</b>	40	40	<b>169</b>																		
今後の方針	法人内の会計処理の適正化及び財務計画の改善状況を注視し、園児や保育園運営に影響が及ばないように、引き続き法人及び保育園現場の状況を確認していく。																								

## 足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過

年月日	内 容
H21. 4. 1	日ノ出町保育園民営化により、南流山福祉会（所轄：千葉県）が運営事業者となる（土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡）
H25. 4. 1	新田三丁目なかよし保育園の指定管理者に南流山福祉会（所轄：千葉県）を選定
H26. 10. 31	南流山福祉会が日ノ出町保育園の園舎を建て替え
H26. 12. 3	東京都が日ノ出町保育園で指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成25・26年度の不適切な支出について情報提供
H27. 4. 3	東京都が平成26年12月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成25・26年度の不適切な支出に関する報告を求める
H27. 12. 24	平成27年4月の足立区（子ども家庭部）からの要請を受け南流山福祉会が設置した第三者委員会による調査報告が足立区へなされた
H28. 11. 8	南流山福祉会が設置した第三者委員会の報告内容について、足立区財政援助団体等に関する調査委員会へ諮問したことに対する答申 ① 私立保育園における運営費の適切な取り扱いについて基準が示された ② この基準を踏まえ、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に対して、園長が行った不適切な支出を園会計に返還させると報告があった ③ 令和4年3月末時点で、令和4年2月分まで返還していることを確認済み（※ 令和7年度完済予定）
H29. 6. 12	足立区（子ども家庭部）が日ノ出町保育園の平成28年度運営費算定を誤ったことによる南流山福祉会への過払い分の返還要請（過払い分は令和3年3月に分割返納が終了）
R1. 8. 1	東京都が日ノ出町保育園に指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成29・30年度の不適切な支出について情報提供
R1. 12. 13	東京都が令和元年8月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成29・30年度の不適正な支出に関する報告を求めた ① 令和3年5月24日、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に、不適正と認めた支出を園長から園会計に返還させると報告 ② 令和4年3月11日、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、令和4年3月31日までに返還計画及び返還実績を報告するよう要請（令和4年7月末現在、返還計画及び返還実績は報告されていない）
R2. 11. 30	足立区（子ども家庭部）が新田三丁目なかよし保育園の指定管理者を解除し、直営園化（卒園・転園により、令和4年3月末から在園児童なし） 南流山福祉会は足立区において日ノ出町保育園1か所のみでの運営となる
R2. 12. 11	新田三丁目なかよし保育園の令和2年4月～11月分の指定管理委託料の精算書（約400万円の返還）の提出を依頼（令和4年7月末現在、精算書は提出されていない）

R3. 4. 30	南流山福祉会の法人本部の移転により、法人所轄庁が千葉県から足立区（福祉部）に移管され、社会福祉法に基づく指導監査の権限が移る
R3. 10. 22	南流山福祉会が法人名を朝陽会に変更
R4. 3. 18	朝陽会の理事会において、日ノ出町保育園の職員の給与から控除した社会保険料（約3,000万円）が未納であることが判明。また、日ノ出町保育園園長を令和4年4月30日付で解雇することを決定
R4. 3. 23	千葉県の指摘事項等の検証がほぼ終了したことから足立区（福祉部）が指導監査を実施
R4. 3. 30	園長解雇や社会保険料未納の件について、足立区（福祉部）から朝陽会に対し「法人指導にかかる依頼事項について」を送付（回答期限：令和4年4月15日）
R4. 4. 22	足立区（福祉部）が令和4年3月23日に実施した指導監査の結果として、以下を文書指摘 ① 監事1名の欠員補充 ② 評議員会の招集を適正に行うこと ③ 予算執行及び資金管理の体制確保（社保料未納の原因究明、再発防止等） ④ 過年度の不適正支出等の清算
R4. 4. 28	① 朝陽会が足立区（福祉部）に「法人指導にかかる依頼事項について」回答を提出 ② 園職員への説明結果を踏まえ、法人から足立区（子ども家庭部）に、園長の解雇時期を「6月末」まで延長すると連絡
R4. 5. 26	理事会において、園長の解雇時期を「10月末」まで延長
R4. 6. 6	足立区（福祉部）の指導監査における文書指摘に対し、法人が区へ改善状況報告書を提出
R4. 6. 21	臨時理事会において、新理事長の選任及び日ノ出町保育園の新園長の選任を承認
R4. 7. 1	新園長及び新副園長が就任 ※ 前園長は令和4年6月30日付け解雇
R4. 7. 3	法人が保護者説明会を開催し、新園長・副園長の就任及び、前園長の解雇理由について説明
R4. 7. 22	足立区（福祉部・子ども家庭部）から新理事長に対して、これまでの区・法人間の対応経過の確認資料を手渡し
R4. 8. 23	足立区（福祉部・子ども家庭部）が今後の法人運営の適正化の考え方について新理事長を始めとする法人幹部へのヒアリングを実施。法人の財政状況について、9月中に区に詳細な報告を行うことを要請
R4. 9. 30	法人内異動により、副園長職を廃止

※ 東京都とも情報共有し、連携して対応していく。

# 教 育 委 員 会 報 告

令和4年12月15日

件 名	<b>いづみ保育園への対応状況について</b>																					
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課																					
内 容	<p>保育士の大量退職により令和4年4月1日から保育を休止している「いづみ保育園（社会福祉法人泉光会いづみの杜）」への対応状況について報告する。</p> <p><b>1 再開希望時期等について</b></p> <p>令和4年10月20日に法人から保育士の採用状況が著しく悪いことを理由に、再開希望時期及び認可定員について以下のとおり予定を変更したいとの報告があった。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再開時期</td> <td colspan="2">令和5年4月 <u>1日</u></td> <td colspan="2">令和5年4月 <u>以降</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">認可定員</td> <td><u>27名</u></td> <td><u>0歳児</u>   <u>7名</u></td> <td rowspan="3"><u>20名</u></td> <td><u>0歳児</u>   <u>0名</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1歳児   10名</td> <td>1歳児   10名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2歳児   10名</td> <td>2歳児   10名</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 再開に係る書類の提出について法人へ通知</b></p> <p>令和5年4月1日から再開する場合の手續について、以下の内容を法人あて通知（令和4年11月15日発出）した。</p> <p>(1) 再開承認申請書及び都から指定された添付書類（※）を令和4年12月23日（金）までに区へ提出すること。</p> <p>(2) 定員20名の場合、国の基準では必要な保育士は6名であるが、区の基準では保育士7名に加えて非常勤保育士1名以上を配置する必要があることに留意すること。</p> <p>(3) 再開承認申請にかかる事前協議にあたっては、再開手續書類の作成状況に応じて、法人から区及び都へ連絡すること。</p> <p>※ 都から指定された主な添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用する全職員の雇用契約書</li> <li>・ 休止に至った原因究明及び労働環境の改善等の再発防止策を講じたことが分かる書類</li> <li>・ 当該保育所及び設置者全体の今後5年間の収支予算書</li> </ul>	区分	変更前		変更後		再開時期	令和5年4月 <u>1日</u>		令和5年4月 <u>以降</u>		認可定員	<u>27名</u>	<u>0歳児</u> <u>7名</u>	<u>20名</u>	<u>0歳児</u> <u>0名</u>		1歳児   10名	1歳児   10名		2歳児   10名	2歳児   10名
区分	変更前		変更後																			
再開時期	令和5年4月 <u>1日</u>		令和5年4月 <u>以降</u>																			
認可定員	<u>27名</u>	<u>0歳児</u> <u>7名</u>	<u>20名</u>	<u>0歳児</u> <u>0名</u>																		
		1歳児   10名		1歳児   10名																		
		2歳児   10名		2歳児   10名																		

	<p><b>3 東京都との情報共有について</b></p> <p>再開の承認基準等について、法的な見解も踏まえて東京都と事前協議を行い、課題の情報共有と対応方針の共通認識を図る。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>引き続き、保育士の採用状況等、保育園の再開準備の進捗を注視していく。</p> <p>また、再開承認申請が提出された場合には、都と連携・協議し、申請書類等の内容を慎重に確認の上、再開の判断を行っていく。</p>

## 対応経過

年月日	実施者	内 容
R3. 8. 27	園→区	保育士が大量退職する見込みであることの第一報 令和 4 年度の新規入所を停止したいと申し出
R3. 9. 15	区→園	令和 4 年度の受け入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3. 10. 6	園→区	令和 4 年度の受け入れ可能児童数を 30 人（0～5 歳児）に縮小したいと回答（現行定員 70 人）
R3. 10. 7	区→園	以下の 3 点について、令和 3 年 12 月 24 日までに回答を要請 ① 地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討について ② 保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明について ③ 大量退職の原因究明と再発防止策の報告について
R3. 10. 12	園→区	上記①について、受け入れ可能児童数 23 人（0～2 歳児）と回答
R3. 10. 30	園→保護者	上記②について、園が保護者説明会を開催（区傍聴）
R3. 11. 13・14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催（いづみ保育園ホールにて）
R3. 11. 22	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始（月 2～3 回）
R3. 12. 24	園→区	上記③について、令和 4 年 1 月末日まで報告期限の猶予を申し入れ。常勤保育士が必要数 9 人に対し 4 人しか確保できていないとの報告
R4. 1. 14	区→園	令和 4 年度の園児数が 0 人になる見込みを伝え、以下を要請 ④ 保育士の採用状況を踏まえた令和 4 年度の運営継続について報告すること
R4. 1. 15	園→職員	法人弁護士が、職員に対して退職原因等のヒアリングを実施
R4. 1. 21	園→区	上記③について、ヒアリング結果及び対策の提出 上記④について、令和 4 年度は定員 20 名（1・2 歳児）で保育を継続したいと回答
R4. 2. 7	園→区	4 月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育士全員に対して退職勧奨を開始したとの報告
R4. 2. 22	園→区	大量退職の再発防止策の補足として「保育士育成及び定着における改善策計画」を提出。定員 20 人での運営に必要な常勤保育士 6 人を令和 4 年 8 月初旬までに確保し、10 月から募集再開を希望
R4. 2. 28	区→職員	退職予定の保育士へアンケート調査を送付（期限：3 月 10 日）
R4. 3. 18	区→園	保育士一斉退職の原因について保護者説明実施を要請 （園から実施日時の確答なし）
R4. 3. 27	区→保護者	区主催の保護者説明会を開催（こども支援センターげんきにて）
R4. 3. 31	園→保護者	園主催の保護者説明会を開催（リモート開催）
R4. 4. 10	区	いづみ保育園から他園に転園した園児 54 人について、心理職が

## 対応経過

～R4. 5. 24		転園先（16 施設）に訪問し状況確認
R4. 5. 23	区→園	園長ヒアリングを実施し、改善策の進捗状況等を確認
	園→区	令和 4 年 10 月としていた募集再開時期を延期したいとの申し出
	区→園	⑤ 改善策の具体的内容と募集再開の希望時期の報告を要請
R4. 6. 6	園→区	上記⑤について、「改善策計画の訂正について」を提出
R4. 7. 12	園→区	休止承認申請の提出 （区から都に 7 月 15 日進達、7 月 25 日東京都承認） 園長から令和 4 年 11 月もしくは 12 月に園児募集を再開したいとの申し出
R4. 8. 24	都→区	都が「再開承認申請書」に添付する書類を指定
R4. 8. 30	区→園	園長に対して、再開時期等について聴き取り 令和 5 年 4 月 1 日に定員 27 名で再開をしたいとの申し出
R4. 10. 20	園→区	「令和 5 年度一斉入所の取扱い変更について」を提出
R4. 11. 15	区→園	「保育所の再開に係る書類の提出について」の通知を発出



# 教 育 委 員 会 報 告

令和4年12月15日

件 名	<b>私立不登校特例校等との連携及び支援の方向性について</b>
所管部課名	こども支援センターげんき 教育相談課 子ども家庭部 子ども政策課 あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課 総務部 資産活用担当課 総合防災対策室 災害対策課、調整担当課
内 容	<p>旧千寿第五小学校跡地に令和6年4月開校予定の不登校特例校は、避難所機能を有する文教施設として、足立区の不登校施策の一翼を担う重要な協力機関と位置付けられている。</p> <p>このため、学校を運営する学校法人三幸学園（以下「三幸学園」という。）と足立区の連携の方向性及び通学生徒等に対する支援について報告する。</p> <p><b>1 旧千寿第五小学校跡地の複合施設</b></p> <p>(1) 私立不登校特例中学校（不登校生徒に配慮した教育課程を実施）</p> <p style="padding-left: 2em;">※ 校内の浸水しないフロアに500㎡以上の避難スペースとして第一次避難所の機能を併設</p> <p>(2) 児童発達支援センター（未就学児の療育支援）</p> <p>(3) 通信制高等学校</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、避難所機能と児童発達支援センターは公募条件である。</p> <p><b>2 不登校対策における連携方針</b>（別添資料1参照）</p> <p style="padding-left: 2em;">具体的な内容を協議し、開校までに連携体制を構築する。</p> <p><b>【連携案概要】</b></p> <p>(1) フリースクールや大学の運営により蓄積された多様な民間のノウハウを区に活かす相互交流等</p> <p>(2) 不登校児童・生徒に特化したICTの活用による学習支援方法の共有等</p> <p>(3) 三幸学園の通信制高校や専門学校との連携により、不登校生徒の職業体験活動や若年者の学び直し支援等</p>

### 3 通学生徒への支援

足立区独自の授業料助成の検討に加え、不登校特例校を運営する三幸学園において、足立区在住生徒への支援制度を検討中

	内容案	目的
足立区	授業料の一部助成	・ 経済的に困難な不登校生徒の支援
三幸学園	授業料の一部免除又は教材等の現物支給	・ 足立区民への支援策 ・ 足立区の子どもの貧困対策への協力

※ これ以外の区の助成では就学援助あり

### 4 学校法人への支援

足立区学校法人の助成に関する条例（平成26年足立区条例第67号）第2条に基づき、学校校舎建設に要した費用の一部助成（上限額3億円）を検討している。

※ 上限額3億円は、一般的な学校校舎本体建設工事費約30億円の消費税相当額の「10分の1」を乗じた額

今後の方針

不登校特例校との具体的な連携内容は、令和5年度に報告する。

# 教育委員会情報連絡

令和4年12月15日

件名	<b>令和5年度学力調査の実施予定について</b>
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内容	<p>児童・生徒の学習理解状況等を把握し、個に応じた学習指導と教員の授業改善につなげるため、学力調査を以下のとおり実施する。</p> <p><b>1 足立区調査「足立区学力定着に関する総合調査」</b></p> <p>(1) 日程 令和5年4月13日(木)</p> <p>(2) 対象学年 小学校：2年生～6年生、中学校：1年生～3年生</p> <p>(3) 対象教科 小学校：国語、算数、意識調査 中学校：国語、数学、英語、意識調査</p> <p><b>2 全国調査「全国学力・学習状況調査」</b></p> <p>(1) 日程 令和5年4月18日(火)</p> <p>(2) 対象学年 小学校：6年生、中学校：3年生</p> <p>(3) 対象教科 小学校：国語、算数、質問紙調査 中学校：国語、数学、英語(※)、質問紙調査 ※ 3年に1度実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>中学校全校で英語「話すこと」調査を、小・中学校の希望校で児童・生徒質問紙調査をオンライン方式で実施</p> </div> <p><b>3 東京都調査「児童・生徒の学力向上を図るための調査」</b></p> <p>(1) 日程 令和5年5月15日(月)から6月23日(金)まで ※ 上記期間内で各学校が実施日を設定</p> <p>(2) 対象学年 小学校：4年生から6年生、中学校：1年生から3年生</p> <p>(3) 調査内容 小・中ともにオンラインによる意識調査のみ</p>
今後の方針	

# 教育委員会情報連絡

青少年課

## 事業実施報告（11月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	3日（木）6日（日） 13日（日）20日（日） 23日（水）27日（日）	新田地域学習センター他	計10人
キャリア教育講座	19日（土）	ギャラクシティ	7人
科学体験講座	5日（土）	ギャラクシティ	8人
	13日（日）		6人
	27日（日）		10人
紙人形劇ボランティア養成講座	9日（水）	竹の塚地域学習センター	8人
	15日（火）	東京芸術センター	5人
ジュニアリーダースーパー研修会（後期）	6日（日）	梅田地域学習センター	27人
あだち日曜教室	13日（日）	ギャラクシティ	21人
ジュニアリーダースーパー研修会（後期）	13日（日）	舎人公園	28人
親子体験キャンプ	27日（日）	舎人公園キャンプ場	29人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ事後研修 会・報告会（小6対象）	27日（日）	千寿本町小学校	29人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ事前説明会 （小5対象）	27日（日）	千寿本町小学校	45人
のびのびプレイデイ	19日（土）	帝京科学大学 千住キャンパス	230人
二十歳の集い実行委員会	2日（水）	本庁舎会議室	13人
	24日（木）		16人

## 事業実施予定（12月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	4日（日）11日（日） 18日（日）25日（日）	新田地域学習センター他	計10人
科学体験講座	10日（土）	ギャラクシティ	10人
	11日（日）		10人
	25日（日）		10人
あだち日曜教室	11日（日）	ギャラクシティ	30人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ（小5対象）	17日（土）～18日（日）	鋸南自然の家	54人
ジュニアリーダースーパー研修会（後期）	18日（日）	竹の塚地域学習センター	35人
二十歳の集い実行委員会	15日（木）	本庁舎会議室	18人

# 教育委員会情報連絡

令和4年12月15日

件名	児童虐待防止推進月間の事業実施結果について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内容	<p>11月は「児童虐待防止推進月間」として、国及び自治体は集中的に児童虐待防止の広報、啓発を行う期間と位置づけている。 足立区においても以下のとおり、啓発事業を行った。</p> <p><b>1 「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち2022」</b> 区ホームページに「児童虐待防止推進月間」のページを作成するとともに、相談窓口を周知するページや体罰禁止を啓発するページをTwitter・Facebookを使って集中的に広報した。</p> <p>※ 例年実施していた区内各駅頭でのオレンジリボンキャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して中止。代替として民生・児童委員に啓発マスクの配布をお願いした。</p> <p>(1) 依頼内容 啓発マスク（不織布マスク）の配布 (2) 配布先 地区内の子育て家庭等 (3) 依頼数 委員1人当たり10枚</p> <p><b>2 養育家庭体験発表会</b> 養育家庭制度の周知と登録を促進するため、里親になっている方による体験発表会を行った。</p> <p>(1) 日時 11月19日（土）午前10時～正午 (2) 会場 こども支援センターげんき 5階研修室3 (3) 参加者 養育家庭制度に関心がある区民 16名</p> <p><b>3 養育家庭PRパネル展示</b> 里親など養育家庭の登録を促進するため、養育家庭制度について周知を行った。</p> <p>(1) 期間 11月1日（火）～30日（水） (2) 会場 こども支援センターげんき 1階ロビー ※ 昨年に引き続き、本庁舎1階アトリウムでの展示は、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場となったため中止とした。</p> <p><b>4 子育て交流講座「完璧な親なんていない」</b> 1、2歳のお子さんの保護者を対象に、育児に対する不安解消と、育児スキルを高める講座を開催した。</p> <p>(1) 日時 11月10日～12月15日の毎週木曜日午前10時～正午 (2) 会場 こども支援センターげんき 3階プレイルーム (3) 参加者 10名（応募者12名）</p>
今後の方針	

# 教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

## 事業実施報告(11月)

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会 講師:(株)フクシ・エンタープライズ派遣講師	11/2(水) 11/15(火) 11/22(火) 各 10:00~11:30	六木小学校 梅田地域学習センター 西新井ギャラクシティ	11人 38人 47人
おりがみサポータースキルアップ講座 Cコース(高学年向け) 講師:西川 光恵氏(日本折紙協会認定講師、教育カウンセラー)	11/2(水) 11/9(水) 各 10:00~12:00	生涯学習センター	22人 27人
安全管理員研修会「子どもとの接し方」 講師:日向野 智子氏(東京未来大学子ども心理学部准教授)	11/4(金) 10:00~12:00	生涯学習センター	31人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」 講師:楡井 忠夫氏(U&Uクラブ)	11/7(月) 11/14(月) 11/17(木) 11/28(月)	新田小学校(第一校舎) 西伊興小学校 北鹿浜小学校 新田小学校(第二校舎)	15人 20人 12人 11人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 植物クラフト第2弾「どんぐりキーホルダーづくり」 物品提供:区・パークイノベーション推進課	11/8(火) 14:00~15:00	北鹿浜小学校	12人
小学校アウトリーチコンサート <マリンバ、ピアノ> 出演者:塚越 慎子氏(マリンバ)、武本 和大氏(ピアノ) <ヴァイオリン、ピアノ> 出演者:磯 絵里子氏(ヴァイオリン)、白石 光隆氏(ピアノ)	11/7(月) 11/8(火)  11/28(月)	東湊江小学校 島根小学校  梅島小学校	1年生 1クラス ごと実施
あだち放課後子ども教室体験プログラム 生物園「生き物探し教室」 講師:区・生物園	11/14(月) 14:00~15:00	中島根小学校	1・2年生 10人
あだち放課後子ども教室 「見守りスタッフ」活動説明会	11/28(月) 10:00~11:00	生涯学習センター	5人
読み語りキャラバン in 神明児童館 出演:「読み語りキャラバン隊・きらきら」の有志	11/29(火) 10:30~11:00	神明住区センター	52人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 公社デモンストレーション「モルック」	11/29(火) 14:00~15:00	新田小学校	15人

事業実施予定(12月)

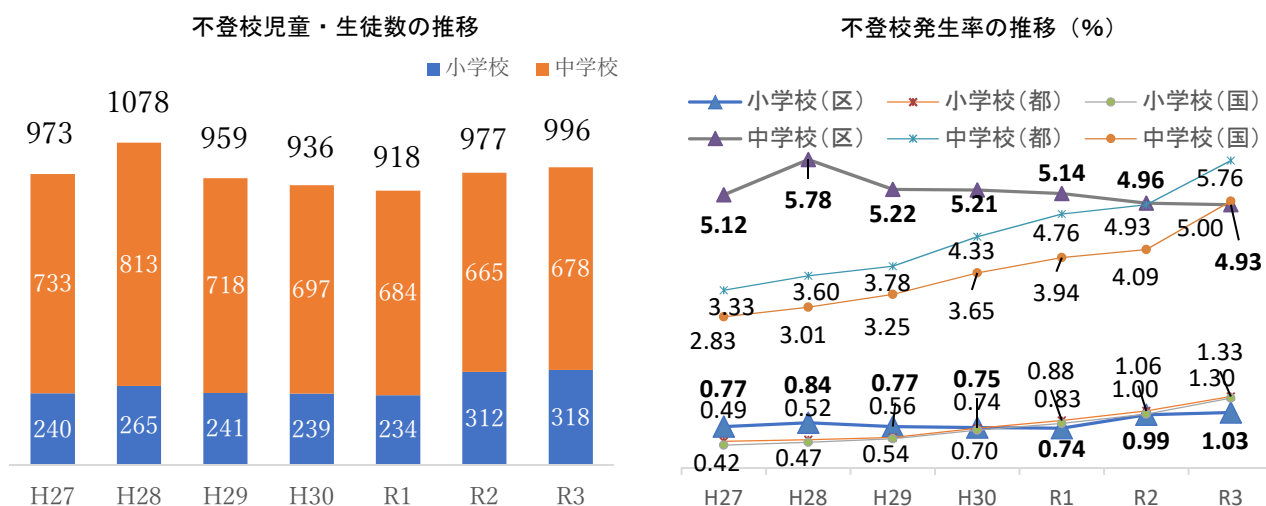
事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会 講師:(株)フクシ・エンタープライズ派遣講師	12/2(金) 10:00~11:30 12/8(木) 14:00~15:30 12/14(水) 10:00~11:30	新田地域学習センター 東和地域学習センター 鹿浜いきいき館	各 50 人
小学校アウトリーチコンサート <ヴァイオリン、ピアノ> 出演者:磯 絵里子氏(ヴァイオリン)、白石 光隆氏(ピアノ) <マリンバ、ピアノ> 出演者:塚越 慎子氏(マリンバ)、武本 和夫氏(ピアノ)	12/2(金) 12/8(木) 12/9(金) 12/6(火) 12/7(水)	舎人第一小学校 弘道小学校 扇小学校 寺地小学校 東伊興小学校	1年生 1クラス ごと実施
運動あそびと体力向上トレーニング(子どもの運動あそび) 講師:篠原 俊明氏(共栄大学講師)	12/11(日) 13:00~17:00	生涯学習センター	30人
読み語りキャラバン in ギャラクシティ 出演:「読み語りキャラバン隊・きらきら」の有志	12/15(木) 10:30~11:00	ギャラクシティ	30人
セブン&アイ・クリエイティング「XmasリモートLIVE」派遣演奏	12/24(土) 15:00~16:30	アリオ西新井	500人

## 足立区と私立不登校特例校との連携方針（案）

### 1 足立区の不登校生徒の現状と施策

#### (1) 不登校児童・生徒数と発生率

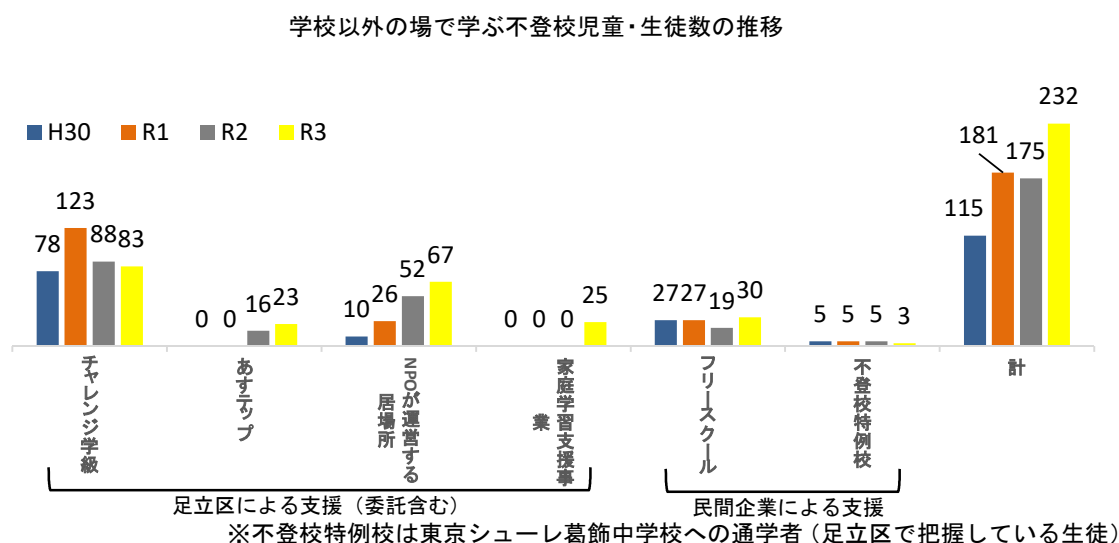
全国的に不登校者が増加（令和3年度は過去最多）する中、足立区は、平成28年度をピークに減少したものの令和2年度から増加傾向にある。一方、不登校発生率は、学校やスクールソーシャルワーカーのアウトリーチ支援や登校サポーターのお迎え等支援施策の充実により、東京都の発生率を下回った。



#### (2) 学校以外で学習する不登校児童・生徒

学校以外で学ぶ不登校児童・生徒数はここ数年一貫して増加している。また、あすテップやNPOが運営する居場所など、個々の状況に応じた居場所の選択肢が増加したことで、従来からあるチャレンジ学級から一定数が移行している。

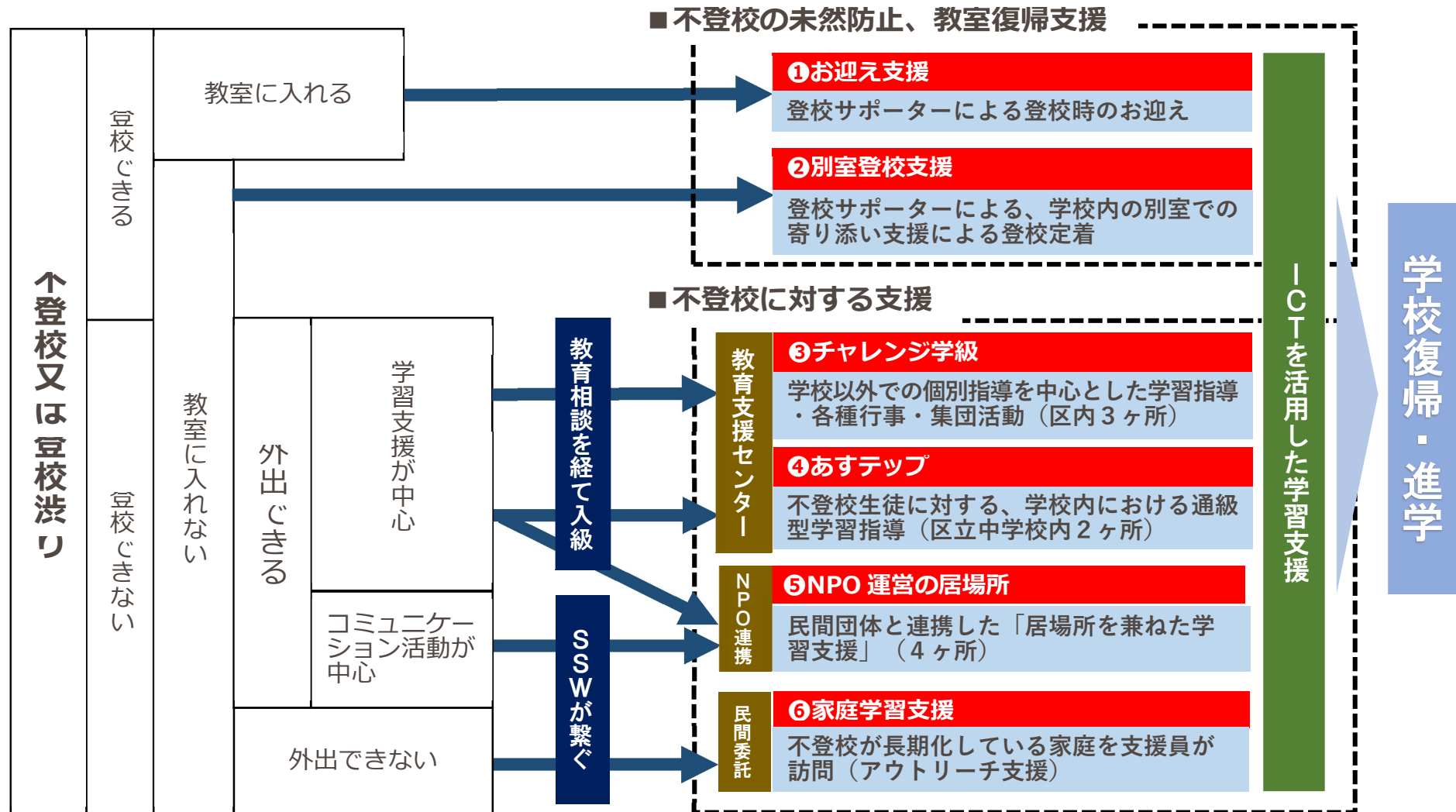
また、足立区から葛飾区の東京シューレ葛飾中学校（不登校特例校）に通学している生徒も令和4年度は5名確認している。





(3) 足立区の不登校施策

登校渋りの状況から外出困難な不登校の段階まで、状況に応じた支援策を展開している。



## 2 足立区の不登校施策の課題と不登校特例校との連携の必要性

(課題1) 不登校児童・生徒の学校以外の場における学習支援のニーズが多様化しているため、民間団体による多様な支援方法を知る必要が生じている。

### 連携案と期待できる効果

#### 【連携案】

- 1 不登校特例校での支援方法を教育支援センターや学校での支援に活かすための相互交流
- 2 不登校児童・生徒への支援の在り方の啓発や定期的な保護者向けイベント等の開催
- 3 東京未来大学と連携した不登校に関する共同研究

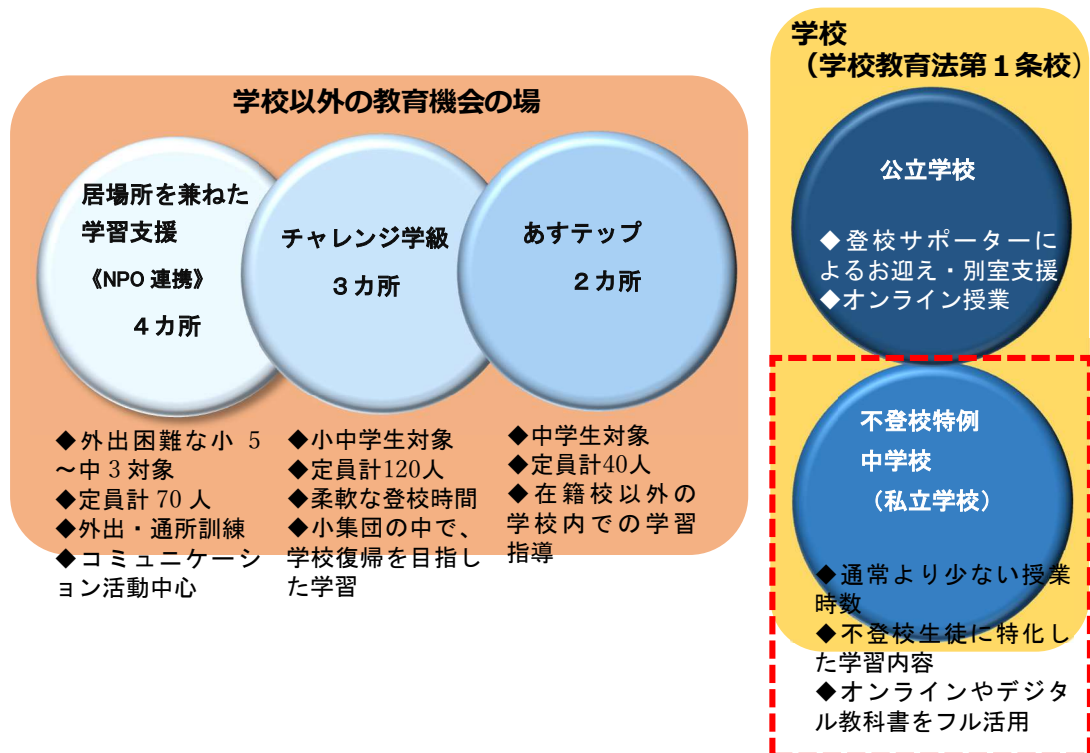
#### 【効果】

- 1 不登校特例校の支援ノウハウを、足立区の不登校施策に活用できる。
- 2 保護者や生徒への教育相談等に対して、新たな進路選択肢を提示できるため、選択の幅が増え保護者の安心感に繋がる。

### 【参考】 不登校特例校の位置づけ

居場所機能重視 (集団生活に慣れる)

学習活動重視 (学校に近い環境)



(課題2) 校内オンライン授業が開始されたが、不登校児童・生徒に特化したものではない。別室登校している生徒や自宅にいる生徒に対応する授業方法が確立されていない。

#### 連携案と期待できる効果

##### 【連携案】

- 1 オンライン授業での連携  
区の教員が私立学校の授業を見学、教育支援センター指導員への研修等
- 2 ICT活用の実践例や好事例の情報共有
- 3 進路指導・キャリア教育での連携

##### 【効果】

- 1 不登校生徒に応じた実践的な指導方法の獲得  
教員が、特例校との授業交流により不登校生徒に特化したオンライン授業方法を習得できる。これを学校等での学習支援に活用できる。
- 2 キャリア教育の相互連携（夢デザインシートのICT化）  
不登校特例校ではキャリア教育を重視している。区のキャリアパスポート（夢デザインシート）をICTにより活用し、実践していくとのこと。区へもICTを活用したキャリアパスポートの取り組みについて、情報提供をしてもらう。

(課題3) フリースクール等、民間支援団体との連携は進んでいるが、個別対応にとどまり定期的な情報交換の場がない。

#### 連携案と期待できる効果

##### 【連携案】

- 1 区内フリースクール（※）との連携のための連絡会の開催
- 2 通信制高校の体験・見学、情報共有等（中学・高校の教員へ周知する）

##### 【効果】

- 1 不登校支援連絡会（仮称）の開催による官民連携体制の構築  
不登校特例校との連携を契機に、足立区で活動しているフリースクール等の民間団体と行政の連携を強化する。具体的には、不登校支援連絡会（仮称）を開催し、民間団体と学校を含めた不登校生徒の支援体制を構築する。
- 2 若年者支援における相互連携  
不登校特例校の別棟では、通信制高校も設置されるため、区の若年者支援協議会で区立中学側と通信制高校の選定基準や特徴を相互共有することで、進路選択のミスマッチを防止できる。
- 3 不登校特例校との連携を契機に、三幸学園がもつ通信制高校や専門学校との連携（不登校生徒の専門学校の体験授業等）が推進できる。

※ 不登校の児童・生徒に対し、学習活動、教育相談、体験などの活動を行っている民間の施設。区内では、綾瀬にある三幸学園が運営するみらいフリースクール等がある。

### 3 三幸学園が開設する私立不登校特例校の主な特徴（三幸学園の申請中資料より）

#### （1）独自のカリキュラム

不登校生徒が苦手とする傾向がある英語等では、モチベーションや集中力保持のため、毎日短時間で学習する時間割を組む。またソーシャルスキルトレーニング、個別学習計画の作成、学習定着度に応じた遡り学習、国際交流などを実施する。

#### （2）ICTの活用

デジタル教科書と副教材を中心に授業を展開する。また、学習の場を問わないオンライン指導も充実させる。

#### （3）不登校生徒に関する配慮

学校に来られない生徒のために、自宅や別室でも通学と同様の学習ができる環境を整備。最終的に全員が登校できる状態にする。

#### （4）楽しみながらの学習を創出

学校が生徒にとっての居場所となる空間になるよう生徒と教職員で一緒につくる。